

1月の税務カレンダー

- ☆平成28年11月決算法人の確定申告
- ☆5月決算法人の中間申告(法人・消費)
- ☆12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
・・・原則1月10日 納期の特例1月20日まで納付
- ☆償却資産税の申告・・・1月31日
- ☆給与支払い報告書の提出・・・1月31日
- ☆支払調書の提出・・・1月31日



【税務耳より情報】

あけまして、おめでとうございます。平成29年(2017年)がスタートしました。今年は、酉年!皆様にとって大空へ羽ばたく実り多き年となりますよう、お祈り申し上げます。

平成29年度税制大綱! 閣議決定!

平成29年度の与党の税制大綱が閣議決定されました。主な内容としては、1)所得税の配偶者控除の配偶者上限の引上げ、2)所得拡大促進税制を見直し、3)研究開発税制を見直しなどです。今年1月召集の通常国会に税制改正法案を提出し、今年度中の成立を目指します。

大綱の目玉である配偶者控除の見直しは、配偶者控除を満額受けられる配偶者の年収上限を現行の103万円から150万円に引き上げ、150万円を超えても201万円以下までは段階的に縮小しつつも控除が受けられる仕組みし、世帯主(夫)の年収には制限を設け、1220万円以上は控除が受けられません。財務省の試算では、約300万世帯が減税となる一方、約100万世帯が増税になる見通しです。

《ちょっとランチタイム》

今月のお店紹介は、上尾市の高倉町珈琲さん。場所は、上尾市緑丘3-47-6 電話 048-778-7024。居心地の良いイスはタータンチェックで、壁には、ビートルズの写真やレコードが飾られ、照明器具は、マリメッコのデザイン。BGMは、もちろんビートルズ。至るところにメンバーの写真もあってついつい長居をしたくなる珈琲屋さんです。メニューは、パンケーキなど軽食が中心ですが、コーヒーがやっぱり美味しい!お薦めは、黒蜜カフェオレ!美味しいですよ。休日にご家族でモーニングコーヒーはいかがですか?(営業時間7:00~23:00)



《社労士法人よりお知らせ》

雇用保険適用対象が拡大します

11月号でもお知らせしましたが、平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります。

○平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合

→雇用保険の適用要件に該当する場合は、事業所管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」を提出します。

○平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

→雇用保険の適用要件に該当する場合は、平成29年1月1日より雇用保険の適用対象となります。平成29年3月31日までにハローワークに「資格取得届」を提出します。

○平成28年12月末時点で高年齢継続被保険者である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

→自動的に高年齢被保険者になりますので、ハローワークへの届出は不要です。

育児・介護休業法が改正されました

介護をしながら働く方や、有期契約労働者の方が介護休業・育児休業を取得しやすいよう育児・介護休業法が改正されました。施行日は平成29年1月1日です。主な改正点は以下の通りとなります。(1)介護休業の分割取得 (2)子の看護休暇・介護休暇の取得単位の柔軟化 (3)介護のための所定労働時間の短縮措置等 (4)介護のための所定外労働時間の制限(残業の免除) (5)有期契約労働者の育児休業・介護休業の取得要件の緩和 (6)育児休業等の対象となる子の範囲 (7)妊娠・出産・育児休業・介護休業をしながら継続就業しようとする男女労働者の就業環境の整備(マタハラなどの防止措置の新設) 詳細については、厚生労働省のホームページに掲載されております。

【職員紹介】滝山 英太(税理士)

☆7月7日生まれ ☆かに座 ☆血液型B型

昨年10月より熊谷事務所配属となりました、滝山英太と申します。趣味はマラソンで、過去に東京マラソンに2回程出場し、その他にもフルマラソンを10回以上完走した経験があります。特に東京マラソンは他の大会とは別格で、沿道の周りの方々からの応援が絶えず、とても充実した走りができました。その他食べ歩き、飲み歩きが趣味ですが、最近はそっちの趣味ばかりで、マラソンがなかなかできず、体重の増加に日々頭を悩ませている今日この頃です・・・熊谷周辺は今まで縁が無く、土地勘があまり無いため、お客様のところへ訪問するだけでも一苦勞です。一日も早く、皆様のお役に立てるよう頑張りたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしく申し上げます。